

## 様式 2

## 随意契約結果表（委託等契約）

所属名	新型コロナウイルス対策グループ
契約締結年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約者名	株式会社近畿日本ツーリスト 甲府支店
契約名	山梨県自宅待機者用医療機器等配送業務委託
契約金額 (税込み)	29,250,903円
随意契約理由	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性患者（以下「患者」という。）に対して、医療機関又は宿泊療養施設等における療養を基本としてきたところだが、令和 4 年 1 月から無症状又は自覚症状が軽微など一定の要件を満たした患者は自宅療養（ホームケア）も行えることとした。また、2 月からは、療養先（病院・宿泊施設・自宅）が決まるまでの間、自宅療養（ファーストケア）を実施している。</p> <p>陽性が確認された患者は自宅待機となり、そのうちホームケアとなった患者は、原則発症日から 10 日間（無症状者は 7 日間）の自宅での療養が必要となるが、県は自宅から外出できない患者に対し、食料品等の配送、医療機器（パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を測定））や体温計の貸出を行い、患者自身による健康観察をお願いしている。</p> <p>この制度は、近畿日本ツーリスト（株）が体制を構築し、開始後約 2 か月を経たところで滞りなく回りだしているところであり、新年度も切れ目なく自宅待機者に対し生活物資等を安定的に提供していくためには、現在までに構築してきた仕組みを維持していくことが必要である。</p> <p>食料品等の配送、医療機器や体温計の貸出を行う本事業は、人命に関わる事業であり、迅速かつ確実に該当者へ生活物資や医療機器等の配送を行う必要がある。特に、医療機器については、連日、大量の医療機器を管理・再生・発送しうるのは、昨年度から業務経験を積みノウハウが蓄積されている当該業者に限られることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とした。</p> <p>契約期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日</p>
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号